

令和 6 年度第 7 回鈴鹿市子ども・子育て会議  
鈴鹿市子ども条例（仮称）検討部会

開催日時	令和 6 年 11 月 11 日（月） 13：30 ～ 15：30
場所	鈴鹿市役所 12 階 1203 会議室
出席委員	上田 ゆかり、真昌 一竜、服部 高明、近藤 真奈美、西岡 めぐみ、田城 朋子、中村 明里、飯尾 征博（計 8 人）
事務局等	子ども政策部長（坂本）、子ども政策部次長（小林）、子ども政策課長（長尾）、子ども政策課総務 GL（松井）、子ども政策課総務 G（尾崎、岩崎）、子ども政策課子ども福祉 GL（平塚）、子ども育成課長（中村）、子ども家庭支援課長（坂崎）、子ども家庭支援課家庭支援 GL（小久保）、人権政策課長（谷本）、人権政策課啓発推進 GL（西村）、教育指導課長（上田）、教育指導課研究 GL（植村）
傍聴者	1 人
資料	事前送付資料：(1)事項書 (2)資料 1・2 当日配布資料：(3)委員名簿 (4)事務局名簿 (5)配席表 (6)子どもパブリックコメント児童生徒への説明資料

事務局 (総務 GL)	<b>事項書 1 開会</b> 事務局挨拶（司会進行） 委員の出席状況確認（全 12 委員のうち 8 委員が出席） 傍聴人数（1 名）の確認
事務局 (子ども政策部長)	<p>前回の部会において、書面開催という形で、これまでの会議で委員の皆様からいただいたご意見を参考に、事務局にてまとめた条例骨子案について、ご意見等をいただいた。</p> <p>その後 8 月 20 日から 1 ヶ月間パブリックコメントを実施し、市民または団体の皆様から大変多くのご意見をいただいた。また 9 月には、教育委員会と各小中学校にご協力をいただき、子ども向けのパブリックコメントを実施した。それぞれ本日の資料として配布させていただいたのでご覧いただきたい。今回のパブリックコメントをとおして、子ども条例に対する市民の方の関心の高さを改めて感じたところである。</p> <p>なお 8 月に開催させていただいた子ども議会においても、参加をされた子ども議員の意見をもとに、子ども条例制定に向けての提言をいただいた。</p>

	<p>本日の部会においては、パブリックコメントにいただいたご意見に対する、市の考え方や対応についての案をお示ししたため、ご確認いただき、ご意見をいただきたい。</p> <p>そして本日の審議結果をもとに、庁内会議に諮り、2月に予定している条例案の提出に向けて準備を進めていくため、皆様におかれては、それぞれの専門の立場から積極的なご発言をお願いしたい。</p>
上田会長	<p><b>事項書 2 議事</b></p> <p>「条例骨子案への意見募集結果について」議事進行</p>
事務局 (総務 GL)	<p>【資料 1】鈴鹿市子ども条例（仮称）骨子案に係る意見公募手続きの結果一覧（案）については、8月20日から9月20日の期間でパブリックコメントを実施し、16名及び2団体から意見をいただき、項目ごとに分けた総数161件の意見という形での公表を予定している。今回は骨子案ということで、今後法規部門と条例案の作成を進めていくことになるため、表現や表記にかかる部分について変更を伴うこととなる。そのため、今回のパブリックコメントの回答については、「今後作成の段階で検討する」といった表記が多く見られたかと思う。回答の中で市の考え方をどこまで示せるかについては難しいところがあるが、本日は「市の考え方」の部分について、皆様の方で率直な感想やご意見をいただきたい。</p> <p>【資料 2】子ども向けパブリックコメント結果一覧（案）については、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒を対象に、9月1日から9月30日の期間で、各担任の先生などを通じて意見募集を行った。2つの質問に対する児童生徒の意見数や内容は資料に記載のとおりで、市の見解について、どのような形でお示しするか、今後検討させていただいた上で、最終的に12月中の公表を予定している。</p>
田城委員	<p>条例の名称について、7件ほど「権利」という文言を入れるべきとの意見が出ているが、回答が「今後条例案を作成する段階で検討します」となっているため、パブリックコメントで出た意見をどう取り扱っていくのか。</p> <p>私の意見としては、子ども条例を作るにあたって、今子どもの権利がすごく大事ということが取り上げられているので、「権利」という言葉は絶対に入れた方がいいと思う。子どもたちの意見を見ても、一生懸命考えて答えてくれているため、子どもにも大人にも浸透していくために、「権利」を入れた方が良く思う。</p>

西岡委員	<p>5番の意見にあるように、子ども条例と聞くと、子どもに対してどういふことをしなさいといったイメージがある。制限するものではなく、子どもにも権利があることを表すために、「権利」という言葉を入れた方が良くと思う。</p>
近藤委員	<p>子どもたちの意見を見たときに、「子どもにも権利があることを初めて知った」という意見があった。かなり前から言われているにもかかわらず、大人でも知らない人がいると思うので、「権利」という言葉は入れた方が良くと思う。</p>
中村委員	<p>「権利」は入れた方が良く思う。ただし権利の中身について、骨子案では内容が少し弱いように感じたため、権利についてきちんと説明をする必要があると思う。</p>
服部委員	<p>県内の条例でも「権利」を入れているところ、入れていないところがあり対応は様々で、三重県の条例は「権利」が入っていない。</p> <p>権利は基礎的なもの、ベースの中のベースとして、背景に大きくあるもので、子ども主体だから、義務が発生しない権利があることは当然のことだと思ふ。</p> <p>鈴鹿市の子ども条例は、権利に特化しているわけではない。権利に特化するならば、一から条例を見直さないといけなくなってしまう。この条例ができたなら、運用していく中で、アップデートされていく。子ども議会など様々な取組がなされているが、子どもたちとのより良い関わり方や意見の収集方法があれば、模索してアップデートしていただきたい。一方で、権利はあまりアップデートするものではない。</p> <p>「権利」を前面に主張する必要はないかなというのが、個人的な意見である。</p>
近藤委員	<p>どの程度子どもたちが授業の中で子どもの権利について勉強しているのか、飯尾先生にお聞きしたい。</p>
飯尾委員	<p>学校現場の中では、権利そのものについて、総合的な学習や道徳、あるいは人権に関する学習のなかで取り扱っており、子どもたちが権利について認識できるよう日々努めている。</p>
上田会長	<p>条例名に「権利」をいれるかどうか、意見が割れているが、他にご意見はいかがか。</p> <p>この会議としての意見はまとまらないと思うため、事務局にお預けし、検討していただきたい。</p>

中村委員	<p>パブリックコメントに対する市の考えが、状況的に「検討します」が多くなったことは分かるが、意見を出した方からすると、「検討します」という回答では、その後何も回収されない感じがする。</p> <p>骨子案だけでなく、条例案でのパブリックコメントの実施は今も考えていないのか。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>条例案でのパブリックコメントの実施予定はない。冒頭にも説明したとおり、骨子案としてその骨格部分をご審議いただいたため、それを肉付けしていくという流れで進めている。</p>
中村委員	<p>パブリックコメントの中で前文についての意見があったが、前文はとても大事な部分だと思うため、それについて市民の方に意見を求めることをしないのはいかがなものかと思う。パブリックコメントを経て、この後は市が作った条例がそのまま出来上がりという形になるのか。肉付けした条例案を示しても良いのではないのか。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>今後は市が検討した条例案を議会に上程し、採決をいただくという流れを想定している。なお前文については、今の段階ではっきり申し上げることはできない部分もあるが、当部会の中でもう一度見ていただくことも検討している。</p>
事務局 (総務 GL)	<p>前文や条例案について、再度パブリックコメントをしないのかという意見は、今回のパブリックコメントの意見でも出ており、また本日委員から同様のご意見をいただいた。</p> <p>事務局としては、ご意見を持ち帰り検討した上で決めていく案件となるため、本日の時点で「こうします」と言い切ることができず、対応にかかる手法やタイミング等について、事務局で少し考えさせていただきたいというのが本日時点での回答となるため、ご理解をいただきたい。</p>
中村委員	<p>意見のひとつに、条例検討部会の中に、条約や条例にかかる有識者はいたかという質問があったが、そのような有識者がいるわけではないので、ここまで「検討します」という回答が多いと、このまま進めていって良いか不安はある。</p> <p>この部会で委員が意見を出すことで、市の考え方の回答が変わるものなのか。また、公表までに、回答がどう変わったかについて、委員に教えていただけるのか。</p>
事務局 (総務 GL)	<p>当部会で出た意見は持ち帰らせてもらって、どのように対応するか検討し、その上で出た意見が反映される場合もあれば、反映されないまま、今お示ししている案で公表になる場合ももちろん考えら</p>

	<p>れる。公表前に、内容を委員の皆様にお示しできるかどうかについては、一度検討させていただきたい。検討部会の書面開催という形にするのか、あくまでも資料送付という形のみで留めるのか、そのやり方も含めて、検討したいと思う。</p>
服部委員	<p>159 番の意見で触れている共同親権について、民法改正したばかりでまだ判例は何もないが、親権が両親にくると、家族観や子どもの権利に大きく影響してくると思う。法律が変われば、条例も変わってくるため、今後何らかの配慮が必要になる可能性がある。</p>
西岡委員	<p>市の考え方について、「検討します」となっているところは、公表までに検討し、公表時にはその結果を記載するのか。</p>
事務局 (総務 GL)	<p>検討の結果、特に変える必要がないと判断した場合、現在の表記のまま公表される。</p>
田城委員	<p>市役所で条例案を作って、それを議会にあげたときに、議員の意見で内容が変更になることはあるのか。</p>
事務局 (総務 GL)	<p>もちろん議員から意見は出ると思うが、こういった意見が出たからもう一度作り直しましょうということではなくて、議案として提出される以上は、採決に至るか、否決されるかという流れとなる。</p>
事務局 (子ども政策 部長)	<p>パブリックコメントの中で、こういった表記の方が分かりやすい、こういった文言を入れてほしいといった意見がたくさんあったが、そこについては、今後条例として成り立つかという判断が必要となるため、現段階では、はっきりお答えすることができない。</p> <p>市の中で、条例制定にかかるスケジュールや手順が定められており、子ども条例もそれに基づき作業を行っている。まずは骨子案という形で、骨組みの部分について当部会でいろいろご意見をいただき、事務局からも意見を出して擦り合わせをした。あとは肉付け作業となり、パブリックコメントで出た意見すべてを検討させていただいた上で、条例案として定めていく形になる。</p> <p>市の考え方の表記の部分で、物足りないと感じる点もあるかもしれないが、いただいた意見をしっかり検討し、責任をもって作業を進めていく。市民目線で客観的にこの回答を見たときに、もう少し説明を加えた方が理解しやすいのではないかとといった意見があれば、発言いただくと本当にありがたいと思う。</p>
飯尾委員	<p>21 番の意見で、育ち学ぶ施設に「特別支援学校」を明記して下さいとの意見があるが、特別支援学校を入れることで義務教育段階の児童生徒全員が含まれるため、入れた方が良くと思う。ただ回答として、</p>

	<p>ここだけ「特別支援学校を明記します」と具体的にになると、他の回答とのバランスが合わなくなってしまうように思う。</p>
<p>事務局 (子ども政策 部長)</p>	<p>あくまで施設の例示となっている。例示は他の部分でも使われており、例えば保護者等の「等」には何が含まれるかという質問もたくさんいただいている。法規部門と協議し、市民の方が分かりやすいような表記になるよう、検討させていただく。</p>
<p>田城委員</p>	<p>42 番の意見でも出ているように、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができるかとあるが、権利は元々存在するものなので、「保障を求める」ではなく、「保障します」「保障されます」のような言葉にしていきたい。</p> <p>また子どもにとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に、他者の権利を尊重するよう努めることとあるが、保障されることに対する義務のような感じで伝わるような気がする。子どもの権利が守られていれば、自分のことが大切で、相手のことも同じように考えられると思うので、あえて書かなくて良いと思う。</p>
<p>事務局 (総務 GL)</p>	<p>田城委員は 42 番から 49 番の意見に同意されているというように受け取ったが、それに対する市の考え方として、資料に記載の表記を考えている。それに対して、委員の皆様がどう感じられたかについて、ご意見をお伺いしたい。</p>
<p>中村委員</p>	<p>「子どもの大切な権利」の「求めることができる」や「努めること」といった語尾に違和感がある。</p>
<p>西岡委員</p>	<p>他者の権利を尊重するよう努めるのは、義務を押し付けている感じがするので、なくても良いと思う。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>4～6 年生くらいになってくると、他の子たちを気遣うことができるようになるが、小さい子どもは自分のことで精一杯だったりするので、強く言わなくても良いのかなと思った。</p>
<p>飯尾委員</p>	<p>子どもも他者の権利を尊重しなければいけないと思う。ただ、この条例の中で明記する必要があるかどうかというと、義務という観点から、明記する必要はないと思う。</p> <p>教育的な考え方としては、尊重しなければいけないと思う。</p> <p>市の回答としては、この表記で良いと思う。</p>
<p>服部委員</p>	<p>あくまで義務のない権利を有しているため、条例の中では義務は極力排除していただいてもいいと思う。</p>
<p>上田会長</p>	<p>教育の立場から見ると、やはり他者を尊重することは、今すぐ出</p>

	<p>てきていて、大事にしているところなので、この文言自体にそれほど違和感はなかったが、様々な意見を聞いて、いろんな考え方があるのかなと感じた。</p> <p>委員の皆様からの意見もお聞きできたので、表記については、事務局の方でご検討いただければと思う。</p>
西岡委員	<p>パブリックコメントの意見にもあったように、子どもの権利が知られていなかったり、理解が難しかったりする。条例を制定してから、各学校の教室で、その学年に合った言葉で、子どもの権利について表記したらどうか。</p>
事務局 (子ども政策課長)	<p>当然条例を作って終わりということではなく、制定後、子どもの権利について、大人等が取り組みどのように広げていくかがひとつの大きなテーマとなる。学校現場となると、教育委員会にも協力をいただくこととなり、飯尾委員の前任の鈴木委員のときには、2～3年かけて子どもの権利とはどのようなものか、じっくり考える学習の材料にできればというご意見もいただいていた。学習等に取り入れ、またそのあと条例について思うことなどの意見を拾っていけたらと考えている。</p>
事務局 (総務 GL)	<p>26 番から 30 番の基本理念に対する意見について、特に 30 番のように、子どもの権利条約の 4 つの基本原則を、鈴鹿市の子ども条例においてもはっきり記載するべきという意見が出ており、事務局としても確かに今の骨子案において、表現として不足していると感じる部分もある。それを踏まえ、市の考え方として「児童の権利に関する条約の 4 つの原則について考慮した上で検討を行っています。が、条文の表記については、今後条例案を作成する段階で検討します。」と記載しているが、このあたりについて、委員の皆様からご意見があればお聞きしたい。</p>
服部委員	<p>4 つの基本原則を条例に取り込んでいただくのは問題ないと思う。ただ、法律は日本国民が当然守るものであるため、児童の権利に関する条約ではなくて、こども基本法に基づくものではないのか。基本理念の内容は、児童の権利に関する条約と同じことが書かれている。</p>
田城委員	<p>市の考え方に、「児童の権利に関する条約の 4 つの原則について考慮した上で」とあるが、4 つの原則が書かれていないと、考慮したことが伝わらない気がする。条例に書いたほうが分かりやすいと思う。</p>
上田会長	<p>児童の権利に関する条約やこども基本法など、条例の考え方として含まれているものは、条例を公表する際に、参考資料のようなものを</p>

	添付してはどうか。
飯尾委員	「児童の権利に関する条約の理念に基づき」と書いてあれば、この4つの原則が含まれているだろうということなのかもしれないが、それ以下の「子どもを権利の主体として尊重すること」「子どもの最善の利益を第一に考慮すること」「子どもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること」これら3つから、4つの原則を読み取ろうとすると、権利の主体や最善の利益については明記されているため分かるが、差別の禁止といった点については、今基本理念に書かれている文言からある程度解釈していく必要があるため、読み取りにくい部分もあると思う。
服部委員	欠落したイメージがあるのであれば、追加しても良いと思う。
事務局 (総務 GL)	委員の皆様から、基本理念に対する意見を十分いただいた。 【資料1】について、項目の5番は役割、6番は施策・取組と続いている。特に6番のところをよく出ている、こういう施策をした方が良い、こういったことを明記したほうが良いという意見には、総じて、具体的な取組は個別に取り組むべき事案であると考え、今後検討しますという趣旨の回答で統一している。 骨子案の条文の表記に係る部分について、こういった表現にした方が良いという意見に対しては、総じて、ご意見を参考に今後条例案を作成する段階で検討しますという回答で表現をそろえている。 これをやるべきだ、これを載せるべきだという意見で、骨子案の表記に係る部分でないところについては、原案をもとに条例案の作成を進めていくという回答となっている。
中村委員	60番の意見で、「市の役割は子どもの権利を保障することではないでしょうか？」とあるが、それに対する市の回答が、何を言わんとしているかが不明瞭で、意見に対してきちんと答えておらず、冷たい印象を受ける。また参考にあるように、権利の保障まで明記した武蔵野市と比べると、鈴鹿市の役割はやさしいように思える。
事務局 (子ども政策部長)	中村委員の意見は、市の役割に「子どもの権利を保障すること」と入れた方が良いということか。
中村委員	60番の意見に対する市の回答がちぐはぐだということと、武蔵野市の参考資料を見る限り、市の役割が弱いという印象を受けたという意見である。
事務局	市の役割が弱いという意見について、決してそのような意識では

(子ども政策 部長)	ない。基本的にこの条例検討部会の中での話し合いは、権利の保障に特化してきたわけではなく子育て支援や子ども施策の推進も含めて話し合いをしてきた。なので、子ども施策を推進することが、子どもの権利を保障することにつながるという趣旨で回答を考えたつもりである。ただ、客観的に見てそのように捉えられるということであれば、表現方法は検討させていただく。
上田会長	骨子案の状態、行政としてこうしますと端的に書かれているので、冷たく感じるのかもしれない。抽象的な表現になるかもしれないが、前文などで鈴鹿市としての思いみたいなものが加われば、きつく感じられないというか、印象は変わってくると思う。 子どもたちからも貴重な意見をいただいているが、続いて子どもパブリックコメント意見結果一覧について、ご意見はいかがか。
近藤委員	【資料2】問①41番の子どもの意見にあるように、親に言えず悩んでいる子がいたり、他にも子どもの話を聞いてほしいという意見が多数あった。子どもの中には、親には言えないけど他の友達には言える子もいるので、相談体制の充実が大切だと感じた。中には緊急性を要するような意見もあったので、子ども条例ができるまでに、何かできることはないかなと思った。
中村委員	子どもたちからの意見を、条例にどのように反映させていくのか。子どもの居場所づくりについての意見が多かったので、大切にしていきたいと思う。
事務局 (子ども政策 部長)	気持ち的な部分であったり、ハード的なものであったり、子どもたちから本当に様々な意見をいただいている。事務局の方で意見をしっかりと確認し、冒頭に総務GLからも説明したとおり、条例の方向性にも合致する形で、市の見解としてまとめさせていただく。
真昌委員	条例検討部会が立ち上がってもう1年となる。当初は子どもたちにとって鈴鹿がいいなという思いを入れたいというのがあったが、話し合いを進める中で、先ほども他市の事例が挙げたように、大人の意見を入れていくと、結局はどここの市町でも同じような条例になるように思う。 鈴鹿市としては、一番初めに掲げていた、条例があることで子どもたちにとって住みやすい鈴鹿になることが大事だと思うので、今回のように意見を聞く環境づくりが大切であり、また年齢に応じた対応をし、保育園の子どもたちでも条例を知っているようになってほしいと思う。どここの市町とも同じような形になってきているので、やはり条

	例ができてからの方が大事だと思う。
服部委員	同感である。条例が形として出来上がってれば、市民に知ってもらうことができるので、様々な取組を行うにあたって、より一層協力的になっていただけたらと思う。
中村委員	この部会がスタートした時に、検討内容や経緯についてまとまっているウェブサイトを作ってほしいと意見したが、未だにない。条例を作る途中段階でもいいので、そういったものがあれば市民の方に見ていただけたらと思う。
事務局 (総務 GL)	実はすでに掲載されていて、9月頃から、条例検討部会の審議結果も含め、時系列でウェブサイト上に掲載させていただいている。
中村委員	ウェブサイトについて、もっと PR されたほうが良いと思う。
上田会長	行政なので堅いのも理解できるが、子どもたちが取っ付きやすいイメージがあると、見やすくなると思う。
飯尾委員	これだけの子どもたちの意見に対して、市の見解を書くことは難しいかもしれないが、他の委員も言われていたように、居場所を作ってほしいとか、切羽詰まった意見、虐待等あって不安を感じている意見なども見受けられるので、意見を書いた子どもたちが、安心感や、書いてよかったと感じるような見解を出していただきたいと思う。
中村委員	子どもたちは他にもたくさんのアンケートに答えているので、この子どもパブリックコメントがその中のひとつに過ぎないのではなく、出した意見について、鈴鹿市から見解が示され、条例に影響を与えるかもしれないことを、子どもたちが理解した上で答えられたら良かったと思う。
上田会長	今後条例を周知するにあたっては、子どもたち含め様々な方からの意見を反映し、条例を作ったことをお伝えいただきたい。
事務局 (総務 GL)	最後に事務局から、令和7年4月の条例施行に向け、本日の意見を踏まえ、今後法規担当部局と条例案の作成を進めていくが、前文の内容や周知啓発の取組等、施行までに委員の皆様からご意見をいただきたい案件が出てきた際は、書面開催という形も含めて部会開催の可能性があるので、ご理解の程お願いする。
事務局 (子ども政策課長)	閉会あいさつ (第7回子ども条例 (仮称) 検討部会)